

第1348回東京都建築審査会  
同意議案

## 同 意 議 案

開催日時 令和5年6月19日 午後1時30分～午後2時12分

開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席者

委 員 佐々木 宏

〃 野 本 孝 三

〃 関 葉 子

〃 猫 田 泰 敏

〃 石 崎 和 志

〃 加 藤 仁 美

〃 八 木 佐千子

幹 事 飯泉市街地建築部長

〃 名取多摩建築指導事務所長（建築指導第一課長事務取扱）

書 記 鈴木市街地建築部調整課長

〃 上原市街地建築部建築企画課長

〃 佐藤市街地建築部建築指導課長

〃 吉丸都市づくり政策部景観担当課長

〃 岩崎多摩建築指導事務所建築指導第二課長

〃 鮫嶋多摩建築指導事務所建築指導第三課長

○鈴木書記 それでは、ただいまから第 1348 回東京都建築審査会を開催いたします。

それでは、本日の議題につきまして申し上げます。本日の議題は、お手元に配布してございますとおり、1 番目に同意議案としまして、個別審査 4 件、一括審査 4 件、計 8 件のご審議をお願いいたします。

2 番目に、協議事項がございます。

以上が本日の議題でございます。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 それでは、同意議案の審議に入りたいと思います。

本日は傍聴人はいらっしゃらないということですね。

○鈴木書記 はい。いません。

○佐々木会長 それでは、同意議案について事務局から説明をお願いします。

○佐藤書記 はい。それでは、ご説明いたします。

議案第 3 号及び第 4 号につきましては、同一の公園に向けての申請のため、一括してご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○佐々木会長 はい、そのようにお願いします。

○佐藤書記 ありがとうございます。

それでは、議案第 3 号、第 4 号について併せてご説明いたします。

建築主はいずれも東京都で、建築場所は世田谷区駒沢公園 784 番の 1 の一部ほかでございます。

まず議案第 3 号の説明をいたします。地域地区等は議案書記載のとおりでございます。

本計画は、駒沢公園内に倉庫及び休憩所、いわゆるダグアウトを新築するものでございます。下段の調査意見をご覧ください。

計画地は第 1 種中高層住居専用地域に指定されてございまして、建築基準法別表第 2 (は) 項に掲げる建築することができる建築物には該当しないため、法第 48 条第 3 項ただし書の規定により許可申請が出されたものでございます。

A 3 資料の右上記載の 1 ページ、申請理由書をご覧ください。

計画地でございます駒沢オリンピック公園は、昭和 39 年に開催された東京オリンピックの第 2 会場として使用され、その後、総合運動公園として整備されてございます。園内には特色ある施設が多くあり、利用者でにぎわう大規模な公園でございます。

本計画は、開園初期より利用されてございます軟式野球場エリアの老朽化した既存の倉庫と車庫を併せて 1 棟新築しまして、ダグアウトにつきましては 4 棟ほぼ同位置同規模で建替えを行いまして、公園利用者にとってより安全で快適な公園を提供するためのものでございます。

続きまして、2 の 1 ページ、案内図兼全体配置図をご覧ください。

第 3 号議案の敷地につきましては、右下の軟式野球場と記載ありますが、字が小さくて恐縮でございますが、緑枠で囲まれた場所でございます。

公園全体は1の敷地とみなすこと等による制限の緩和、いわゆる法86条の認定を受けてございまして、球技場、競技場、体育館等の運動施設ごとに敷地が設定されてございます。

1枚おめくりいただきまして、2の2ページ、敷地内建物一覧をご覧ください。表の資料になりますが、軟式野球場に新築する建築物は鉄筋コンクリート造平屋建ての倉庫1棟、鉄骨造平屋の休憩所とありますが、ダグアウトが4棟となります。

続きまして3ページ、用途地域図をご覧ください。赤枠で囲まれた計画地は、第1種中高層住居専用地域に位置してございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。現況図でございまして。

赤枠の計画地の周囲には黄色で示す住宅の土地利用が多い状況です。計画地は区域内通路を挟みまして隣地境界線から一定の距離がございまして。

続いて、5の1ページでございまして、倉庫の図面でございます。5の2ページはダグアウトの建物図面になっております。ダグアウトにつきましては、同じものを4棟建てる計画でございます。

次の6の1ページ及び6の2ページにつきましては、地元区への意見照会と回答でございまして、世田谷区と目黒区から、それぞれ土地計画上の意見がない旨の回答を得てございます。

1枚おめくりいただきまして、7の1ページをご覧ください。5月25日に開催いたしました公聴会の議事要旨を添付してございまして。利害関係者の出席及び意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議案の第4号のご説明をいたします。議案書の地域地区等は議案書記載のとおりでございまして、本計画も駒沢公園内の補助球技場というエリアに倉庫を増築するものでございまして。

資料1、申請理由書をご覧ください。議案3号と同様の理由でございまして、倉庫1棟の建替えを行うものでございまして。

2の1ページ、案内図兼全体配置図をご覧ください。4号議案の敷地につきましては、中央上のほう、補助球技場と記載があります、緑枠で囲まれた場所でございます。

2の2ページをご覧ください。補助球技場に増築する建築物は、鉄骨造平屋の工法となります。5ページにつきましては、倉庫の図面でございます。

それでは、議案にお戻りいただきまして、議案の2枚目でございます。3行目になりますが、以上の理由から、本計画は第48条第3項ただし書の規定によりまして、第1種中高層住居専用地域において、良好な住居の環境を害するものではないと認め、許可したいと考えてございまして。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。野本委員。

○野本委員 ただいまの説明について、議案3号について2点、それから議案4号について

1点お伺いします。

まず議案3号ですが、軟式野球場は、スケールで当たったところ、70メートル×200メートル程度と、野球場としては少し狭いように見えますが、野球の競技が行われた際、場外への飛球による一般来園者の安全性の確保に支障ないかどうかお尋ねしたいと思います。

議案3号についても1点お伺いします。野球場のサイズがこの程度だと、学童の軟式野球での使用と思われるが、ファールボールが飛んだ際、ダグアウトのつくりとして、待機している学童の安全性の確保に問題ないかお伺いします。

次に議案4号です。今回計画している倉庫の設置場所は補助球技場ということでございますが、主にどのような競技が行われ、器具庫にはどのようなものが収納されるのかお伺いします。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○佐藤書記 はい。ご質問ありがとうございます。

まず議案第3号についてお答えいたします。1問目の、場外への飛球による一般来園者の安全性の確保という点のご質問でございます。

軟式野球場の資料2の1の全体の配置図からしますと、右下の長方形のエリアですが、軟式野球場につきましては周囲にフェンスを設けてございまして、特に短辺の奥の飛球に関してでございますが、防球ネットを設けてございまして、高さ15メートル程度の高さで確認してございます。

一般来園者へのオーバーフェンスの飛球というのは、管理者に確認しましたところ少ないということでございます。また、フェンス外側には飛球に関する注意喚起を図るサインを設置しているということでございました。

2番目のご質問の、ダグアウトのつくりということで、少年野球も使いますので、そういった飛球の際の安全性の確保というご質問でございますが、軟式野球場につきましては、学童のみではなくて幅広い層の利用が行われていると思われまして、ダグアウトについては標準的な設計ということでございました。

委員のご質問の、ボールがダグアウトへ飛球してくる場合の対応でございますが、利用者につきましては競技を行う選手や関係者でございまして、プレイ中ですか練習時も含めまして、個人やチームでファールといったボールの飛球については、注意しているという、安全管理を図っているということでございました。

なお、もし利用者が負傷した場合の対応につきましては、公園管理者につきましては、まずは応急手当。手当はそこでも行う対応するというところでございまして、基本的にはやはり利用中のそういった競技中の負傷は自己責任ということを確認してございます。

議案第4号のご質問でございます。器具庫にはどのようなものが収納されるのかということでございますが、補助競技場につきましては主にサッカーですとかラグビー等の大会会場や練習場として使われているということでございます。

その器具庫につきましては、サッカー、ラグビーといった競技用の器具ですとか、あるい

は救護・休憩用の設備の収納用ということでございまして、具体的には競技に使うボールカゴや電動ラインカー、コーンなど、そのほかにはテーブル、ベンチ、散水用具、さらにはやはり救護・休憩用のテント、担架といったものを収納するということを確認してございます。

お答えとしましては以上でございます。

○佐々木会長 よろしいですか。

関委員。

○関委員 2つあるんですが、1つは、その用途の許可が必要になることに関して、このオリンピック公園というのはずっとこのままではないかと思うので、用途地域の変更が必要ないようになればいいのに、それが難しいのかどうかということです。

あと、オリンピック以降、建替えがされたことはあったのかどうか。されてないとすると、かなり老朽化していたと思うおですが、それがもしお分かりになるようでしたらお願いします。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○佐藤書記 はい、ご質問にお答えします。

まず1点目の用途地域についてですが、この地域につきましては第1種中高層住居専用地域です。かねてより我々も所管に確認しているんですが、用途地域の変更というのは、なかなか地元区も含めて困難ということ聞いてございます。

具体的には、公園が隣接する大学も含めて現在の用途地域が指定されてございまして、さらに外側については第1種低層住居専用地域ということで、用途の指定のバランス上、なかなか難しいというようなことでございました。

もう1点の、施設が老朽化してございまして、委員がおっしゃるとおり、昭和39年のオリンピックのとき以来、それ以降にあった施設を今回建替えるということで聞いてございます。以上でございます。

○佐々木会長 関委員。

○関委員 1つ目は、状況はある程度分かるといいますか、大学に関しては、ときに移転したりして跡地に巨大な共同住宅ができるなど、トラブルの元になることがあるのですが、公園を廃止して売却するというのは考えにくいので、公園単体であればひょっとして理解が得られるかもしれないと思います。

そこはもう単なる意見ということで申し上げておきます。

それからもう1つ、老朽化の問題だから、もしオリンピックの直後ぐらいからであるとすると、相当老朽化して使用に耐えないような状況だと思えます。

ですので、これは建築審査会で言うことでもないのですが、適時更新して安全性や利便性が維持されるようにしていただくといいと、個人的には思います。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかにかがですか。

この件については、かねてより議論があり、この程度のものを詳しくやるのかという議論

もあって、今回はだいが資料はまとめていただいたということで、分かりやすくなっているんだらうと思いますが、今、関委員がおっしゃったこととの関係で言えば、恐らくこういう再整備と言いますか建替えというのは、これだけ大規模な公園ですから、一定の計画的なスケジュールの中でやっているんじゃないかという気はするんですよ。

もちろん何十年というタームではなくて、例えば5年とかいう中でなんか見通しが一定あるのかなと思っております。

そうすると、例えばこういう審議の仕方も、そういうものをまとめてやっていくとか、何かもう一工夫があるのかなという気はしております、そこは今後、事務局でも検討していただければなと思っているところです。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは、この件については以上といたしまして、次をお願いします。

○鈴木書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。

それでは、多摩建築指導事務所よりお願いいたします。

○岩崎書記 それでは、議案第2006号につきまして説明させていただきます。

本件は一戸建ての住宅を新築するにあたりまして、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものです。建築物の概要につきましては、様式2の表をご参照ください。

1枚おめくりいただきまして、様式3をご覧ください。図面上側が北となっております。

申請地は、案内図のとおり、東村山市栄町三丁目となります。申請地は、西武多摩湖線八坂駅から■■■■に約■■■■メートルの場所に位置しております。

また、本件に係る道は、配置図のとおり、現況幅員3.97メートルから4.004メートル、延長51.49メートルの道で、東側で法第42条第1項第1号道路、西側で法第42条第2項道路に接続しております。

このたび、道に関する協定におきまして、道部分の権利者全員の承諾が得られないことから、個別審査をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、2ページの協定内容説明図をご覧ください。こちらの図面も上側が北となっております、ページ中央の赤枠で囲われた敷地が今回の申請敷地となっております。

また、黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分が本件に係る道。拡大図におきまして桃色に塗られている部分が、道の将来後退部分でございます。

また、右側右上にございます道の所有者一覧表のとおり、関係権利者5名中3名から承諾が得られております。

承諾が得られていない2名は、同ページ左下にございます公図上■■■■の所有者と、そ

れから [ ] 及び [ ]、こちらの所有者の方でございます。

なお、当該道の沿道における過去の許可実績ですが、直近では公図上 [ ] 及び [ ] の敷地で令和3年度に許可してございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページの現況写真をご覧ください。

今回申請する敷地は写真撮影方向②番、上の左から2番目の写真になりますが、こちらの左側手前に写っております住宅敷地において計画するものです。また、本件の道は、その他の写真のとおり、道路状に整備がなされており、敷地との境界も明確となっております。

1枚おめくりいただきまして、4ページの配置図をご覧ください。計画建物は外壁面から隣地境界線までの距離を、50センチ以上確保した計画としております。

1枚おめくりいただきまして、5-1、その次の5-2ページが各階平面図。6ページが立面図、7ページが断面図となっております。

計画建築物は準耐火建築物とし、防火性能を向上させる計画としております。

では、恐れ入りますが、冒頭の議案書にお戻りいただきまして、調査意見の下段をご覧ください。

以上のことから本計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、許可したいと考えております。

説明は以上となります。

○佐々木会長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

野本委員。

○野本委員 議案書というんでしょうか、そのところには建築主は [ ] さんでありまして、協定内容の説明図のところでは [ ] さんということで、これは売買されたのかなとは思いますが。

それをお聞きしながら、道の所有者一覧表に、こういった、何ていうんでしょうか、通路が、道状になってないと困る方が、普通、共有とかそういうことで持っていることが多いんですが、この多分元の所有者の [ ] さんは、道の部分の所有権はないということでしょうか。

なぜそのことを聞くかという、仮に売買したのであれば、この通路の部分も一緒に売却というか、しておいてくれると、将来トラブルにならないというんでしょうか、よく判子をもらえないということはあるんですが、この協定を結んだところに所有権ももとなかったよというんだったら、それはそれでいいんですが、そのことをお聞きします。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○岩崎書記 はい。お答えいたします。

協定内容説明図の2ページにございます、 [ ]、こちらの所有者ですが、今回の道に関しては所有しておりません。ですので、こういった形となった次第でございます。

○野本委員 売却されたということですか。

○岩崎書記 所有権移転の事実は、申し訳ございません。今、恐らくその可能性が高いとは思いますが、そちらについては、確認してお答えいたします。

○佐々木会長 よろしいですか。

関委員、どうぞ。

○関委員 2つあります。1つは今の質問に関連して私も思っていたのが、この所有者一覧表の■■■■さんとか■■■■さんというのは、ここの住所の方ではなさそうですので、もともとここを持っていたけれども引っ越されて、ほかの人に道の部分を売却しなかったか、もしくは相続が発生して、たまたまここの共有地を所有するに至ったか、どちらかだと思うのですが、どういうことで同意されていないのか、お分かりになるようだったら教えていただきたいと思います。

もう1つは、余計なお世話ではあるのですが、この真ん中の部分の交差している部分が無駄に通路になっている気がしておりまして、両方とも角で出っ張っている部分を隅切的に敷地に入れてもいいのではないかと思います。

これはなかなか所有関係からして難しいということかもしれないんですが、関係者にとっては利益かなと思いましたが、一応申し上げました。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○岩崎書記 ありがとうございます。2つの質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですが、資料2ページの協定内容説明図におきまして、■■■■番の■■■■さんですが、こちら現地の状況についてですが、すみません、1枚おめくりいただきまして、3ページ目の右下、撮影方向6番と書かれているところの左側でございますように、現在駐車場となっております。

ですので、この方は、駐車場がここにはありますが、別のところにお住まいになっているというようなことでございます。

続きまして2番目のご質問です。敷地が角張っていることについてですが、こちらも3ページの現況写真をご覧いただきたいんですが、こちらの撮影方向4番、左下の左から2番目の撮影方向にありますとおり、角部分を撮影したものとなっておりますが、今回の協定としての道は基本的に現況に則しておりまして、道路上に整備されている部分としているため、今回はこのような形となっている次第です。

以上になります。

○佐々木会長 関委員、どうぞ。

○関委員 それは承知しております。当事者がもうこれでいいと言うのであればいいのですが、もしそうでなければ教えてあげてもいいのかなと思いましたが。

特にそうしてくれと言うほどでもないのですが。

○岩崎書記 ありがとうございます。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかにかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いいたします。

○岩崎書記 それでは、議案第 2007 号につきましてご説明をさせていただきます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するにあたりまして、法第 43 条第 2 項第 2 号の適用について許可申請がなされたものでございます。建築物の概要につきましては、様式 2 の表をご参照ください。

1 枚おめくりいただきまして、様式 3 をご覧ください。様式 3 は図面上側が北となっております。

申請地は、案内図のとおり、東村山市諏訪町二丁目となります。申請地は、西武新宿線東村山駅から [ ] に約 [ ] キロの場所に位置しております。

また、本件に係る道は、配置図のとおり、現況幅員 3.7 メートルから 4 メートル、延長 49.9 メートルの道で、北側で法第 42 条第 1 項第 1 号道路に接続しております。このたび、道に関する協定におきまして、道部分の権利者全員の承諾が得られないことから、個別審査をお願いするものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、2 ページの協定内容説明図をご覧ください。こちらの図面も上側が北となっておりまして、ページ中央の赤枠で囲われた敷地が今回の申請敷地となっております。

また、黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分が本件に係る道、拡大図におきまして桃色に塗られている部分が、道の将来後退部分でございます。

また、右側にごございます道の所有者一覧表のとおり、関係権利者 10 名中 9 名から承諾が得られております。承諾が得られていない 1 名は同ページ右下にごございます、公図上 [ ] の所有者の方でございます。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページの現況写真をご覧ください。今回申請する敷地は、写真撮影①に映っております住宅敷地において計画するものです。また、本件の道は、その他の写真のとおり、道路上に整備がなされており、敷地との境界も明確となっております。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページの配置図をご覧ください。計画建築物は外壁面から隣地境界線までの距離を 50 センチ以上確保した計画としております。

1 枚おめくりいただきまして、5-1、それから次の 5-2 が 1 階 2 階平面図となっております。

それから 2 枚おめくりいただきまして、6 ページが立面図、7 ページが断面図となっております。計画建築物は外壁及び軒裏を防火構造以上として、防火性能を向上させる計画としております。

では、恐れ入りますが、冒頭の議案書にお戻りいただきまして、調査意見の下段をご覧ください。

以上のことから本計画は、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないものと認め、許可

したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見あればお願いします。

石崎委員、お願いします。

○石崎委員 道路がよく分からないんですが、この前の道路は無番市道境界線と書いてあるので、市道でもあるのかなと思ったんですが、これは性格上は私道なんですか、市の道なんですか。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○岩崎書記 はい。お答えいたします。

すみません、もう一度御確認させていただきたいのですが、ご質問いただいている道というのは、2ページ目の協定内容説明図の[ ]の左側でしょうか

○石崎委員 そうですね、3ページのほうが分かりやすいような気がしますが、3ページで[ ]と[ ]の間の道が無番市道境界線と書いてあるので、市の土地、市道になっているのかなというのが疑問なのです。

あと、追加で質問で申し訳ないんですが、[ ]の[ ]さんのところがまだ不同意ということですが、この[ ]さんの前の道は市道、122号線になっているので、普通の市道になっている気がするんですが、ここがそもそもなぜ協定が要るのかなと。

ここを協定から外せば全員同意で行けるような気もするんですが、その辺を教えてください。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○岩崎書記 はい。お答えいたします。

現況写真の、3ページ目、現況写真のところで、下の[ ]、[ ]の、図面で言うと上側にありますところは、約1.8メートルの市道となっております。

○石崎委員 なるほど。

○岩崎書記 その左側に第222号線との記載があり、現況のような形となっております。

○石崎委員 多分私が理解してないだけだと思うんですが、この市道部分も協定する、協定道路としてやっぱりやらないと、43条の2項の扱いができないということですね。

○岩崎書記 はい、基準法上のその2項道路等の判定事例がなくて、そういったふうになっております。

○佐々木会長 4メートルないけれども、その中に市道があるということですね。そういうことですね。

○岩崎書記 はい。

○佐々木会長 そうすると、今気がついたんですが、市道の部分は協定には入らなくていいのですか。いかがですか。

岩崎書記 はい、お答えいたします。

こちら、2ページの協定内容説明図をご覧いただきたいのですが、まず、こちらで道の所

有者一覧表のところに東村山市と書いてある部分がございます。この地番、市が所有している部分について協定として取り組んでいるところでございます。

○佐々木会長 要するに、市道の部分も含めて協定として設置しているということですね。

○岩崎書記 はい、所有している部分についてですね。

○佐々木会長 分かりました。

ほかにはいかがですか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 余り本質的なことではないんですが、2ページの地図上に、一番突端のところの、■■■■と■■■■の間が白くなっているところがございますね。突き当たりのところ。

これはどういう位置づけなのでしょう。敷地境界との関係かもしれないんですが、その辺を教えてください。

○岩崎書記 はい、お答えいたします。

こちらは協定通路の終端部の整形化を図ることを目的に、その終端位置を■■■■の筆の屈曲点としていることが想定されます。

協定通路の範囲を■■■■と■■■■に2メートル接する部分までとするなど、任意の点とせず、協定の範囲を最大としつつ、■■■■の敷地への影響を及ぼさない点を、終端部として協定を締結したと想定されます。

○加藤委員 ということは、協定には関係なくて、ただの敷地境界線になっているということですね、この線は。

○岩崎書記 そうですね、はい。

○加藤委員 分かりました。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

○岩崎書記 敷地境界線というか、協定の道には今回入っていません。

○加藤委員 条件ではないと。理解しました。ありがとうございました。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかによろしいですか。

それでは、この件については以上としまして、次をお願いします。

○鈴木書記 はい。続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします、建築基準法第43条第2項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件4件を読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1004。建築主、株式会社ライズウェル。狛江市岩戸南3-435-10の一部ほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号2番、議案番号1005。建築主、株式会社ライズウェル。狛江市岩戸南3-435-10の一部ほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号3番、議案番号2004。建築主、■■■■。小金井市前原町■■■■ほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号4番、議案番号2005。建築主、株式会社アート・ハウジング。東久留米市幸町2の927の3。一戸建て住宅でございます。

以上でございます。

○佐々木会長 ただいまのご説明についてのご質問、ご意見がありましたらお願いします。関委員、どうぞ。

○関委員 最初の1004と1005ですが、通路部分は位置指定道路にはならないのでしょうか。

○佐々木会長 答えをお願いします。

○名取幹事 これは、位置指定になりますと、面積的に大きく、開発行為になります。そうすると幅員は4.5メートル以上必要となりますので、これは厳しくなります。

実際、狛江市のこの案件は、市が表面管理だけはしておりまして、将来市の道になるように指導していくのが一番良いのだろうと考えます。

○佐々木会長 いかがですか。

○関委員 本末転倒なことになるということは理解できましたが、では市道になることに期待するというで理解しました。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いします。

○岩崎書記 議長、すみません。

○佐々木会長 どうぞ。

○岩崎書記 先ほどの議案2006号に関しまして、1点、野本委員からのご質問に対する回答を今させていただきますもよろしいでしょうか。

○佐々木会長 どうぞ。

○岩崎書記 議案2006号で、2ページ目の協定内容説明図の申請地は■■■■さんになっていますが、申請者が■■■■さんになっているという件についてです。

こちらは、■■■■さんが購入したという形になっておりますので、このような結果となっております。

○佐々木会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、審議については以上といたします。

○鈴木書記 同意議案に係る案件は以上になります。

○佐々木会長 それでは、ただいまより評議に移ります。

評議

それでは、同意議案についてお諮りいたします。

第3号議案から第4号議案、第1004号議案から第1005号議案、第2004号議案から第2007号議案、計8件の議案についてご審議いただきましたが、この8件の議案について、原案どおり同意することよろしいでしょうか。

○佐々木会長 それでは、原案どおり同意をすることといたします。

ほかにございますでしょうか。

○佐々木会長 それでは、協議事項に移らせていただきます。